

制度概要

長崎県緊急資金繰り支援資金保証（略称：県緊急支援）		
目 的	取引先の倒産や自然災害による被災など急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、資金の融通の円滑化による資金繰り支援を行い、当該中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。	
保証の対象 （資格要件）	県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者。 (1)連鎖倒産防止資金 ①倒産企業に売掛金債権等の債権を有する者。 ②知事が特に認めた企業に売掛金債権等の債権を有する者。 ※倒産企業とは、破産、民事再生等の法的整理手続開始の申立を行った企業及び銀行取引停止処分を受けた企業をいう。 ※売掛金債権等とは、売掛金(未収金を含む。)債権、前渡金返還請求権、手形債権などの商品取引、役務の提供等に係る債権とし、貸付金は含まない。 (2)災害復旧支援資金 台風、水害等の自然災害により事業所、商品、原材料等に被害を被った者。 ※火災、交通事故等による被害は対象とならない。 (3)環境変化対策資金 その他特別の事由による経営環境の変化により、経営の安定に支障が生じている者。 ※特別の事由は、発生の影響を勘案し知事が認定する。 令和2年3月2日現在、令和元年度以降の観光客(韓国)の減少が認定され「令和元年度以降の観光客(韓国)の減少に起因して、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少していること。」が保証の対象となっています。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が認定され「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に起因して、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少することが見込まれること。」が保証の対象となりました	
対 象 資 金	(1)連鎖倒産防止資金：連鎖倒産を防止するための運転資金 (2)災害復旧支援資金：災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 (3)環境変化対策資金：その他特別の事由による経営環境の変化により生じた、経営の安定のために必要な設備資金及び運転資金	
保証条件	貸付限度額	(1)連鎖倒産防止資金 3,000万円以内（ただし、売掛金債権等の債権額を限度とする。） (2)災害復旧支援資金 3,000万円以内 (3)環境変化対策資金 10,000万円以内 ※各々の資金について、貸付限度額までの利用が可能。 ※「観光客(韓国)の減少」と「新型コロナウイルスの影響」は各々別枠。
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 2年以内） <u>ただし、環境変化対策資金の場合は10年以内(うち据置2年以内)</u>
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.30%（環境変化対策資金については、特別の事由が発生した際に、県が定めた利率。韓国人観光客減少、新型コロナウイルスの影響に係る環境変化対策資金は1.30%）
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.40%～1.00% ②セーフティネット保証の場合 年0.75%
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	①連鎖倒産防止資金の場合は、売掛金債権等の債権額が確認できる書類 ②災害復旧支援資金の場合は、自治体が発行する「罹災証明書」等の被災証明書 ③環境変化対策資金の場合は、県が定める書類 （「令和元年度以降の観光客(韓国)の減少」及び「新型コロナウイルスの影響」によるものは、「緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)に係る確認書」。但し、セーフティネットの認定書を添付する場合は不要） ④セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市町長の認定書 ⑤県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑥その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①連鎖倒産防止資金の貸付限度額には、平成22年3月に廃止した長崎県連鎖倒産防止資金保証（略称：県倒産）に係る貸付残高を含む。 ただし、大型倒産関連資金（「県倒産(H20大型)」）は含まない。 ②セーフティネット保証5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、平成30年4月1日以降保証申込受付した保証を除く。 ③令和元年度以降の観光客(韓国)の減少の取扱期間は令和元年9月17日から<u>令和2年9月30日まで</u>。 ④新型コロナウイルスの影響の扱い期間期間は令和2年3月2日から当面の間。 ⑤申込書の保証制度名欄は、「令和元年度以降の観光客(韓国)の場合「県緊急支援(韓国)」、「新型コロナウイルスの影響」の場合「県緊急支援(コロナ)」と記載。	
実 施 日	平成22年4月1日 創設 令和 2年 3月31日 最終改正	